

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(1) 「伊右衛門特茶 ほうじ茶」(サントリー食品インターナショナル株式会社)

○受田部会長 それでは、個別品目の表示許可に係る審議に入ります。新規審議品目で、サントリー食品インターナショナル株式会社の「伊右衛門特茶 ほうじ茶」です。

ここからは長田部会長代理に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長田部会長代理 皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 資料2を御覧ください。

商品名「伊右衛門特茶 ほうじ茶」、食品形態はほうじ茶、清涼飲料水となります。内容量は500ml。許可を受けようとする表示の内容は、「本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が多めの方に適しています」。

関与する成分は、ケルセチン配糖体(イソクエルシトリンとして)。関与成分量、110mg。1日当たり摂取目安量は、1日500mlを目安にお飲みくださいというものです。

右側に既許可品として、「特茶」と「伊右衛門特茶」をお示ししております。こちらの既許可品と申請品との相違点は2点ございます。

1点目ですけれども、許可を受けようとする表示の内容。既許可品は「体脂肪が気になる方に適しています」としていたところ、申請品は「体脂肪が多めの方に適しています」というところです。

2点目、原材料の配合割合。既許可品は緑茶ベースですので、原材料として緑茶を使っておりますが、申請品はほうじ茶を使用している点が2点目となります。

以上となります。

○長田部会長代理 ありがとうございます。

次に、調査会での審議状況などの説明を、事務局からお願いします。

○消費者委員会事務局 資料2から1枚戻っていただきまして、資料1を御覧ください。この「伊右衛門特茶 ほうじ茶」は、本年10月4日に諮問されまして、10月22日の第43回第一調査会で御審議いただいております。

第43回第一調査会での審議結果は、新開発食品第一調査会としては了承するものとするという結果でございました。

審議結果は以上ですが、この調査会で、ヒト有効性試験資料の取り扱いにつきまして、今後検討すべきではないかという御意見が委員のほうから出されておりました。その意見をこちらの新開発食品調査部会に申し送るということになっております。

審議結果は以上でございます。

○長田部会長代理 これらについて、委員の皆様から御意見等をいただきたいと思いますが、まずは調査会の座長でもいらっしゃいます志村先生より、調査会における議論の状況などについてお話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

第47回新開発食品調査部会 議事録

○志村委員 申し上げます。

ただいま、資料1について御説明があったように、審議結果としては了承するということが、御意見がございました。

この件については、ある意味、振り返りというか、そういったところから出てきた御意見ということで、このことについては、調査会あるいは部会で議論するというよりは、別の場を設けて御議論いただくほうがよろしいのではないかと、うまいに座長としては判断させていただいたところでは。

そのほかに、確認事項として幾つかございましたけれども、少し申し上げます。

お手元の資料にタブがついている2-23という資料がございます。表2を御覧いただくと、対照飲料群で、内臓脂肪の面積が、試験を経過することによって若干増えているというところも読み取れたというところがございます。このことについて理由を確認したいということです。申請者からは、季節的な変動であるという御回答をいただいているところがございます。

それから、また幾つか御意見があったところですが、少し丁寧に申し上げますと、有効性の解析の試験のところ、資料1-8、2-23ですが、26名というかなり多くの方が除外されていることとございました。こちらについても、座長並びに御指摘いただいた先生が確認したところ、妥当な回答が得られているということとございました。

もう一つは、安全性試験と有効性の試験で、安全性試験についてはFASで行われていて、有効性のほうはPPSで行われているところがございましたけれども、この点についても確認させていただいた結果、妥当な回答でした。安全性については、これを使われる方どなたにとっても安全であるべきだということ。PPSは、有効性試験ということで、座長並びに指摘委員の意見としては妥当であるということ。調査会ではそういった確認ができたところで了承するという段取りであったので、ただいまの事務局からの御説明になったかと思えます。

以上です。

○長田部会長代理 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見がおありの方がいらっしゃいましたら、どうぞよろしく願います。

○志村委員 一つ追加させていただくと、これは、要は既許可品との同等性ということからいえば、同等であろうということが認められている状況の中での審査であったということとございます。

○長田部会長代理 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

お願いします。

○山田委員 確認させてください。

有効性あるいは安全性については、私も特に異を申すことはないのですけれども、既許可製品と同等であるということ。異なるのは、許可を受けようとする表示の内容を「気になる方」から「多めの方」に変更するために、申請品として審査した。その結果、「気になる方」に対して「多めの方」という表現を許可すると考えていいのでしょうか。

第47回新開発食品調査部会 議事録

○長田部会長代理 緑茶とほうじ茶の違いが、ともに表示も、こちらでずっと議論してきたところを酌んで「多め」という言葉が使われたと私は理解しております。

○山田委員 今の仕組みだと、文言を変えるには再申請というか新申請という形でないとなかなか変わらないという点があるということだと理解してよろしいですね。

○長田部会長代理 まず、表示についてはそうであるということでございます。あとは、緑茶成分からほうじ茶成分ということですが、

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○石見委員 特定保健用食品は、原則として当該食品を用いてヒト試験をするということなのですが、この場合はほうじ茶と緑茶の差が、カフェインの差もほとんどないし、お茶の焙煎の仕方の違いだけなので、既許可品のデータを用いたいということでもよろしいですね。

○長田部会長代理 そういうことでもよろしいでしょうか。

○消費者庁食品表示企画課 そのような趣旨で申請をさせていただいています。

○石見委員 第一調査会のほうで科学的には問題がないだろうという御判断だったので、その御判断に賛同はいたしますけれども、以前にも、カテキンか何かで以前のデータを使って既に許可しているという経緯もあると思いますので、そのところはもう致し方ないのかなという印象を持ちますが、本来ならば当該食品で試験をしていただきたいというのが本音ではございます。

認めるとしても、なぜ表示の内容を変えるのかというところで、同じ試験をしているにもかかわらず表示が違うというところは、消費者の方に誤認を招くのではないかと考えます。

○長田部会長代理 御意見をいただきましたけれども、ほかの先生方からいかがでしょうか。

お願いします。

○志村委員 ここの文言の変化というのは、むしろ前向き、よろしい方向ではないか。「気になる方」というのはどなたでもオーケーということですが、「多めの方」ということでは、ある意味、客観性が担保されるでしょうということ、部会でもその点については御議論いただいたかと思っております。

○長田部会長代理 お願いします。

○山田委員 その場合には、消費者庁のほうの責任になるかもしれないのですが、「中性脂肪が多めの方」というのは、どういう状況の人々を指すのであるかという説明をきちんと消費者に行う義務が出てくるのではないのでしょうか。

気になる方はさほどないけれども、多めとか少なめとか程度をあらわすことを言うのであれば、必ずどの程度ですかということをもみんな考えると思いますので、それはこの消費者委員会がやるべきことなのか、消費者庁がやるべきことなのか、私は今すぐには判断はできませんが、必要が出てくるのではないかと考えています。

○長田部会長代理 いかがでしょうか。

「気になる」という表現が非常に主観的で、もしかしたら適正な数値のものでも、体重や何かの場合も含めて、気になってしまうというところでの議論も前にはあったかと思ひまして、その辺で

第47回新開発食品調査部会 議事録

ほかに御意見がおありでしたら、ぜひお願いします。

お願いします。

○清水委員 今日いただいた資料6の2ページ目に、赤字でこれと関連のある内容が書かれているように思うので、その辺の御説明との関係をあわせてお話しいただいたほうがわかりやすいのかなと思っております。

○長田部会長代理 それでは、資料6の御指摘もございましたので、お手元に資料6を出していただきながら、事務局のほうから御説明をいただければと思います。

○消費者委員会事務局 今し方御議論のございました体脂肪を訴求する場合がございますけれども、昨年より、今期の体制になりましてから、先ほども御指摘がありましたとおり、主観的な気になる方というのを、客観的に「多い方」、もしくは「多めの方」ということで、この部会においての方針が定まってきているものと思っております。

もちろん、既に許可を出したものについて、こちらの部会の方針が定まったことにより、自動的にとか強制的に、過去のものまでさかのぼって申請者に変更の御依頼をさせていただくことは難しくなっておりますので、消費者委員会のほうで審議する対象から外す形にさせていただいて、文言を「気になる方」から「多めの方」、もしくは「多い方」に変えるだけであれば、委員会での審議を省略して、現在の部会のすう勢に合わせた形、御希望されればということになりますけれども、そういう規定の整備を考えておったところで、資料6を御用意させていただいたところでございます。

後ほど、また御説明をさせていただければと思っております。

○長田部会長代理 今、御説明がありましたように、これまでのこちらの調査部会での審議の中では、主観的な表現よりは、より客観的な表現を表示に求めていくべきではないかということで、これまでも「多めの方」という表現に変えていただいたものがあつたと私も記憶しておりますけれども、その点で何か御意見をいただければと思います。

もう一つ、私が飛ばしてしまいましたけれども、現物でのヒト試験の話も御指摘をいただいていたと思うのですが、志村委員のほうから、何か御議論があつたかどうか教えていただければと思います。

○志村委員 現物での試験の必要性ということは、たしかなかったように記憶しております。

ですから、過去、2012年のデータを使って。ただ、それに対して振り返りということからすると、かつてのエビデンスを今の基準に合わせると少し足りない面もあるのではないかとといった御議論だったかと思います。

これはあくまでも、調査会なり部会側の問題にはなってくるかと思っておりますので、そのところは先方の申請者の問題ではないというぐあいに私自身は思っております。

○長田部会長代理 ほかに、この点について御意見をいただければと思います。

お願いします。

○志村委員 もう一つ補足させていただきますと、冒頭に申し上げましたように、そうであればこそ、別の場、調査会、部会以外のところで現在の基準を見直していく必要はあるのではないかと。

第47回新開発食品調査部会 議事録

ういうことをなさっていただく方向がよろしいということでございます。

○長田部会長代理 ありがとうございます。

ただいま調査部会におきましては、「伊右衛門特茶 ほうじ茶」についての審議ということで、そこへ、まず集中をして御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、御意見をいろいろといただきましたけれども、今の議論のところ審議結果を整理していただいて、少し事務局から処理方法を確認していただければと思いますので、お願いします。

○消費者委員会事務局 それでは、「伊右衛門特茶 ほうじ茶」につきましては、当部会としては了承することといたします。

そういう審議結果でよろしいでしょうか。

○長田部会長代理 今の内容について御確認をしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、部会長、ここからは再びよろしく願いいたします。

○受田部会長 長田部会長代理、ありがとうございました。

今、御議論いただいた内容は、調査会の議論の内容にもかかわってくる部分、またこの後、報告事項として挙げております内容と一部重なる部分もございましたので、その点については後ほど、一部重複もしますけれども、改めて御説明をさせていただくということで御了解いただければと思います。